

市第180号議案 横浜市勤労者福祉共済条例の一部改正

1 改正理由

本市では、市内の中小企業に従事する勤労者の福祉増進を図ること及び中小企業の振興に寄与することを目的に、横浜市勤労者福祉共済条例（昭和45年4月横浜市条例第29号。）を制定し、共済加入者に対し貸付事業として福祉資金及び住宅資金の貸付けを行ってまいりましたが、民間金融機関等の商品の充実により、近年、利用実績がないため、貸付事業の一定の役割は果たされたものと考え、廃止するよう条例の一部を改正します。

なお、平成26年度第1回横浜市勤労者福祉共済運営審議会に対し貸付事業の廃止を諮問し、了承されました。

2 横浜市勤労者福祉共済貸付事業の概要

臨時の出費を必要とする場合、中央労働金庫を通じて融資

	福祉資金	住宅資金
用途	医療、出産、冠婚葬祭、災害、教育等のための資金	自己の居住の用に供する住宅の建築又は購入のための資金
貸付限度額	50万円	500万円
償還期間	36か月以内	176か月以内
貸付対象者	同一事業所で6か月以上被共済者となっているか、2年以上勤続の方	同一事業所で2年以上勤続して被共済者となっている方で、同居する家族のいる方
貸付利率	年利3.2%（別途保証料年1.2%）	年利3.0%（別途保証料を要する）
保証	事業主等の連帯保証と日本労働者信用基金協会の保証を得られることが必要	抵当権の設定と日本労働者信用基金協会の保証を得られることが必要

3 施行期日

平成27年4月1日施行予定

4 貸付実績

福祉資金は平成23年度以降、住宅資金は平成14年度以降実績なし

年度	福祉資金		住宅資金	
	件数	貸付額	件数	貸付額
21年度	1	40万円	0	0
22年度	1	50万円	0	0
23年度	0	0	0	0
24年度	0	0	0	0
25年度	0	0	0	0